

日本フットパス協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本フットパス協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この協会は、フットパスの考え方や活動を全国に広めるとともに、各地で行われているフットパス活動を支援・連携することにより、活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フットパス活動の実践・支援・普及育成に関する事業
- (2) フットパスの開発・整備に関する事業
- (3) フットパスの調査・研究・情報提供に関する事業
- (4) フットパス環境の保全・再生に関する事業
- (5) フットパスを通じた地域間交流・連携に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この協会の会員は、次の3種とし、自治体会員、団体会員をもって正会員とする。

- (1) 自治体会員 この協会の目的に賛同し、その事業に協力するために入会した自治体
- (2) 団体会員 この協会の目的に賛同し、その事業に協力するために入会した団体
- (3) 賛助会員 この協会の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人・団体

(入 会)

第6条 この協会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経なければならない。

2 会員は、前項に定める入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を協会事務局に通知しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納めなければならない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 2年以上わたって会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、当該会員を除名することができる。

(1) この協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) この協会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第11条 この協会には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上3名以内を副会長とする。

(選 任)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。ただし、総会において必要であると認めたときは、理事の2分の1以内を正会員以外から選任することができる。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のために理事及び監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、これを行なうことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職 務)

第13条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは、職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、会務を執行する。

4 監事は、協会の業務及び会計に関する次の職務を行う。

(1) 協会の会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 監査の内容に疑義のあるときに、理事会または総会を招集すること。

(任 期)

第14条 この協会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後であっても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められるとき。

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第16条 役員は、無報酬とする

(名誉会長及び顧問等)

第17条 この協会に、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役について必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

第5章 会 議

(種 別)

第18条 この協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を審議し、議決する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 総会および理事会が招集されるまでの間において、緊急を要する事項については、書面または電磁的方法により、理事会の議決事項にあつては理事会構成員、総会の議決事項にあつては総会構成員に諮り、審議・議決するものとする。

この場合においては、議決後最初に開催する理事会・総会において報告しなければならない。

(開催)

第21条 特段の理由がある場合を除き、通常総会は毎事業年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上又は監事から会議の目的を記載した書面または電磁的方法により、招集の請求があつたとき。

3 理事会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面または電磁的方法により、招集の請求があつたとき。

(招集)

第22条 総会及び理事会は、会長が招集する。

2 総会及び理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項及び第3項の規定による請求があつたときは、速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会及び理事会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会及び理事会は、構成員総数の過半数の出席をもって成立とする。

(議 決)

第25条 総会及び理事会における議決事項は、第22条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので出席した構成員の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

2 総会及び理事会の議事は、この定款に規定するもののほかは、出席した構成員(第20条第3項の場合においては全構成員)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長(第20条第3項の場合においては会長)の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により総会及び理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別の利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数(書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費収入

(2) 寄付金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 この協会の資産は、総会において定める方法により会長が管理する。

(経費の支弁)

第 30 条 この協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 31 条 この協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この協会の事業計画及びこれに伴う収支予算書は、会長が編成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 33 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 34 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 35 条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第 36 条 この協会の事業報告書及びこれに伴う収支決算書は、会長が作成し、監事の意見をつけ、総会の承認を受けなければならない。

(収支差額の処分)

第 37 条 この協会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を経て、その全部または一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第 38 条 この協会は、資金の借入れ（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(解 散)

第 40 条 この協会が解散するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この協会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、協会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄付することができる。

第 8 章 事務局

（設置等）

第 42 条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長の任免は、会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 9 章 雑則

（細則）

第 43 条 この定款の施行について必要な細則は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、2009 年 2 月 7 日から施行する。
- 2 この協会の設立当初の役員の任期は、第 14 条の規定にかかわらず、この協会設立の日から 2011 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この協会の設立当初の事業年度は、第 31 条の規定にかかわらず、この協会成立の日から 2010 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 32 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、2010 年 2 月 6 日から施行する。